地下水と土を育む農業育成事業実施要領

（事業の実施）

第１条　この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領により実施し、予算の範囲内において実施するものとする。

（趣旨）

第２条　地下水と土を育む農業を推進することを目的として、土づくりを基本とした適正施肥に必要な土壌診断費用の助成を行い、化学肥料及び農薬を低減する技術の導入・普及に関する活動やさらなる削減に取り組む産地を支援すること、表示マークの貼付強化を支援することにより、グリーン農業のより一層の拡大と高度化を進める。

　（事業内容及び事業主体）

第３条　前条の趣旨を踏まえ、地下水と土を育む農業育成事業の事業メニュー、事業主体、採択要件等は、別表のとおりとする。

　（事業実施計画の承認申請）

第４条　要項第３条の事業実施計画書の様式は、別記第１号様式によるものとする。

　（事業実施計画の変更申請）

第５条　要項第５条第１項の事業実施変更計画書の様式は、別記第１号様式を準用する。

　（補助金等の交付申請）

第６条　要項第６条第２項第１号の事業計画書は、別記第２号様式によるものとする。

　（補助事業等の変更申請）

第７条　要項第８条第２項の事業変更計画書の様式は、別記第２号様式を準用する。

　（交付決定前着手）

第８条　要項第９条の補助金等交付決定前着手承認申請書は、別記第４号様式によるものとする。

　（実績報告）

第９条　要項第１３条第２項第１号の事業実績書は、別記第３号様式によるものとする。

　（補助金の請求）

第１０条　要項第１５条第２項に規定する概算払又は前金払により補助金等の交付を受けようとするときは、当該請求書に地下水と土を育む農業育成事業費補助金概算払（前金払）請求明細書（別記第５号様式）を添付するものとする。

（財産の処分の制限）

第１１条　要項第１７条に規定する期間は、別紙１に定める期間とする。

２　要項第１７条第２項に規定する県納付額は、以下のとおりとする。

（１）　有償譲渡又は有償貸付けに係る県納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。

（２）　転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の県納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。

（３）　担保に供する処分における担保権実行時の県納付額は、第１１条第２項第１号における有償譲渡の場合と同じ額とする。

　（証拠書類の保管）

第１２条　規則第２３条に規定する別に定める期間は、要項第１８条の規定に関わらず、年度経過後５年間又は、財産処分の制限期間のいずれか長い期間とする。

　（推進指導）

第１３条　県は、市町村、農業団体等の関係機関の理解と協力を得て、相互に緊密な連携を図りながら事業主体に対し、事業の実施について指導を行う。

　（報告の聴取）

第１４条　県は、事業の推進に当たり必要な事項について、事業主体から報告を求めることができるものとする。

　（その他）

第１５条　この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この要領は、平成２０年６月４日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２４年４月２日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２５年４月３日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年６月１０日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年４月２日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年５月９日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

　　附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１９日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年７月５日から施行する。

別紙１（第１１条関係）

財産処分の制限期間

|  |  |
| --- | --- |
| 処分を制限する財産の名称等 | 処分制限期間（年） |
| 施設設備等の分類 | 財産の名称、構造等 |
| 減化学肥料・農薬に資する機械 | 堆肥散布機、局所施肥機、防蛾灯、熱水・蒸気土壌消毒機、除草用機械 | ７年 |

※その他の財産処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）第５条に定める期間を準用する。